注意事項

本件の入札参加に必要な添付書類は、下記のとおりとする。

記

① 地質調査業者登録を証する書類（写し可）
② 業務実績調書

以上

宇治市契約課

入札参加者の皆様

入札に当たっての注意事項など

入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

１）ランダム係数を用いた最低制限価格制度の適用

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格制度を適用します。

① 最低基準価格について

予定価格（税抜き）に、１０分の７を乗じて得た額とします。（１，０００円未満切り捨て。ただし、単価契約で予定価格１０，０００円未満のものは１円未満切り捨てとします。）

② 最低制限価格について

最低基準価格に、パソコンからランダムに抽出される係数（「１．０００００」から「１．００９９」までの数値（小数点以下第４位まで）をいう。）を乗じて得た額を本案件の最低制限価格とします。（１０円未満切り捨て。ただし、単価契約で予定価格１０，０００円未満のものは１円未満切り捨てとします。）

③ 落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が２者以上の場合は、電子くじにより落札者を決定します。

２）電子入札の「入札書受付締切時間」について

京都府電子入札システムの利用可能時間は、平日の 9 時から 18 時までです。電子入札では、2 日目の「入札書受付締切時間」を 14 時としています。

入札書の受付期間は 2 日間ありますが、トラブル等による入札書の未提出を防ぐため、入札書の提出は可能な限り 1 日目に行うこととし、必ず受付期間内に間に合うように提出してください。

① 入札書の受付期間

	入札書受付期間
1 日目	9 時～18 時
2 日目	9 時～14 時

※2 日目の「入札書受付締切時間」は 14 時です。

② 入札書提出の際に、万一 IC カードのトラブル等があった場合は、速やかに宇治市契約課に申し出て「入札書受付締切時間」までに「紙入札方式参加承諾願」及び「紙の入札書」を提出してください。

③ いかなる場合でも、「入札書受付締切時間」を過ぎてからは、**入札書を提出することはできません。締切時間に注意願います。**

3）入札参加者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。

4）電子保証について

電子保証とは、従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。電子保証の対象となる保証証書は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証となります。詳しくは、宇治市ホームページ（https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html）をご確認ください。

5）指名業者の事後公表について

令和８年４月１日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領第９条の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

○ 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

○ 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

（宇治市電子契約サービス URL）https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html

●対象となる契約

令和８年８月１日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴取し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

●手続きの流れ

別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計２名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

●電子契約による契約を希望される場合は、別添の「電子契約利用申出書」に必要事項を記入の上、参加表明時に、京都府電子入札情報公開システムを通じて添付書類として提出してください。

電子契約フロー

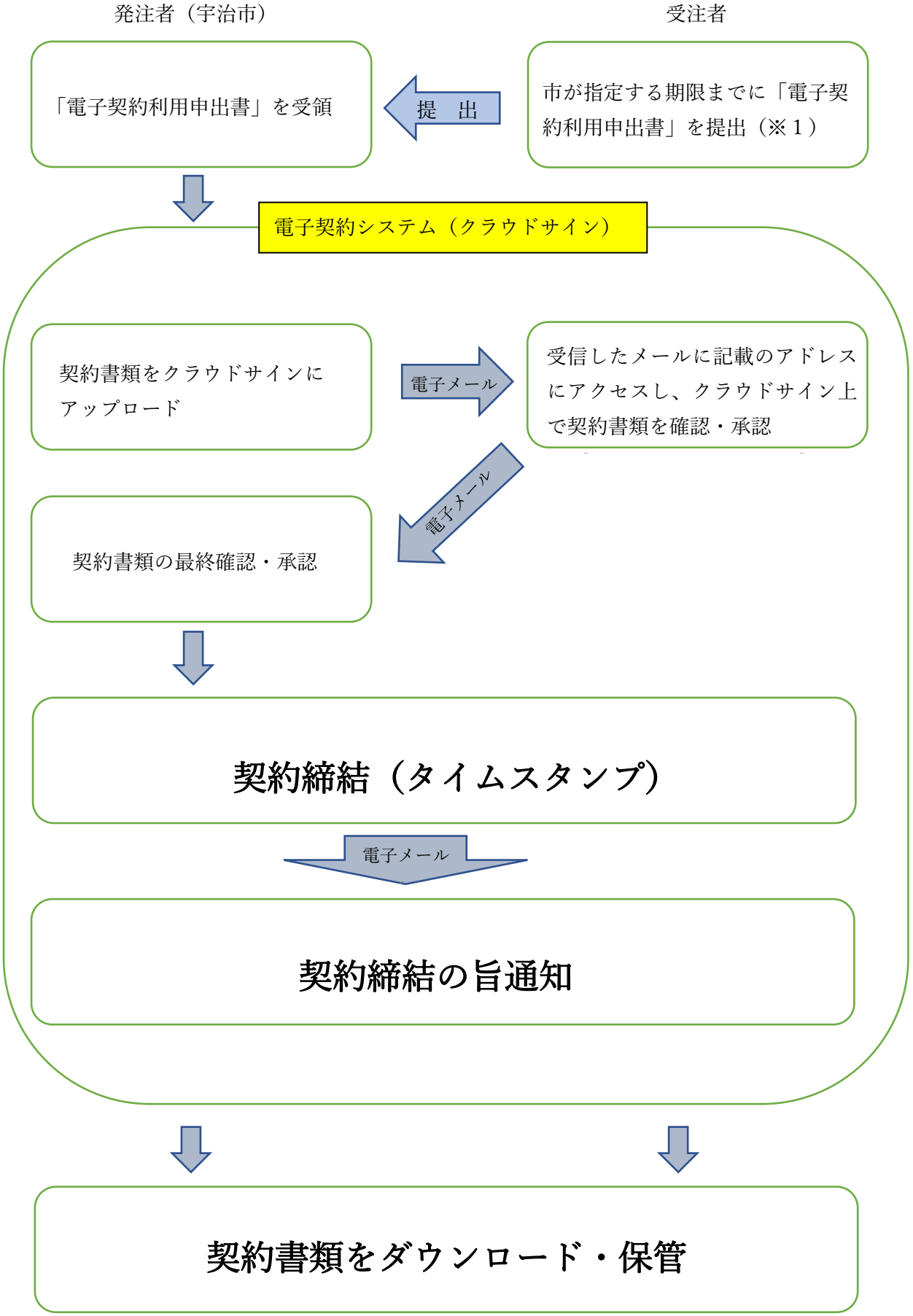

※１　建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。